浄化槽工事業登録後の留意事項について

（令和５年４月１日改訂）

新潟県

１　登録の有効期間は５年間です。登録の更新申請は、有効期間満了日の 30 日前までに行ってください。提出書類は、新規申請時と同じです。（手数料は 26,000 円となります）（法第 21 条、令第１条）

２　登録申請書の副本は、次回の更新時まで保管してください。

３　登録申請書の記載事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に届け出てください。（法第 25 条、令第８条）・・・下表参照

４　浄化槽工事業を廃業する場合は、届け出てください。（法第 26 条）

５　建設業法に規定する建設業許可のうち「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」のいずれかを取得した場合は、登録の効力は失われます。この場合は、速やかに浄化槽工事業登録の廃業等の届出及び特例浄化槽工事業者届出を行ってください。（法第 33 条）

６　「浄化槽工事業者登録票」を営業所及び浄化槽工事現場に掲示してください。（法第 30 条、令第９条）・・・裏面参照

７　浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。（法第 29 条第３項）

８　請け負った浄化槽工事ごとに帳簿を作成し、営業所ごとに備え、その後５年間保存してください。（法第 31 条、令第 10 条）・・・裏面参照

＜表＞　変更届出書（様式第７号）に下記の書類を添付して提出してください。

変更事項	添　付　書　類
商号・名称・氏名及び住所	登記事項証明書又は住民票抄本※
営業所の名称及び所在地	登記事項証明書
法人の役員の氏名	登記事項証明書
新たに役員となる者がいる場合	登記事項証明書、誓約書（様式第２号）、調書（様式第３号）、事業主・役員・法定代理人の一覧表
浄化槽設備士の氏名及び設備士免状交付番号	設備士免状又は設備士証の写し、調書(様式第４号)、住民票抄本※

※　住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始により、住民票の添付を省略できるようになりました。その際は別紙様式を提出して頂くこととなります。詳しくは新潟県庁のホームページをご覧ください。

注）法・・・浄化槽法
　　令・・・浄化槽工事業に係る登録等に関する省令

＊＊照会及び提出先＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
新潟県土木部監理課建設業室審査係
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町４－１
℡：025-280-5387
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＜浄化槽工事業者登録票（標識）＞

① 浄化槽工事業を営む営業所及び浄化槽工事現場の全てに掲げなければならない。
② たて 25 センチメートル以上、横 35 センチメートル以上の大きさが必要となる。
③ 「浄化槽設備士の氏名」の欄について、営業所に掲げる標識には、当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名を記入し、浄化槽工事現場に掲げる標識には、実際にその工事現場に置かれる浄化槽設備士の氏名を記入する。

別記様式第８号（第９条関係）

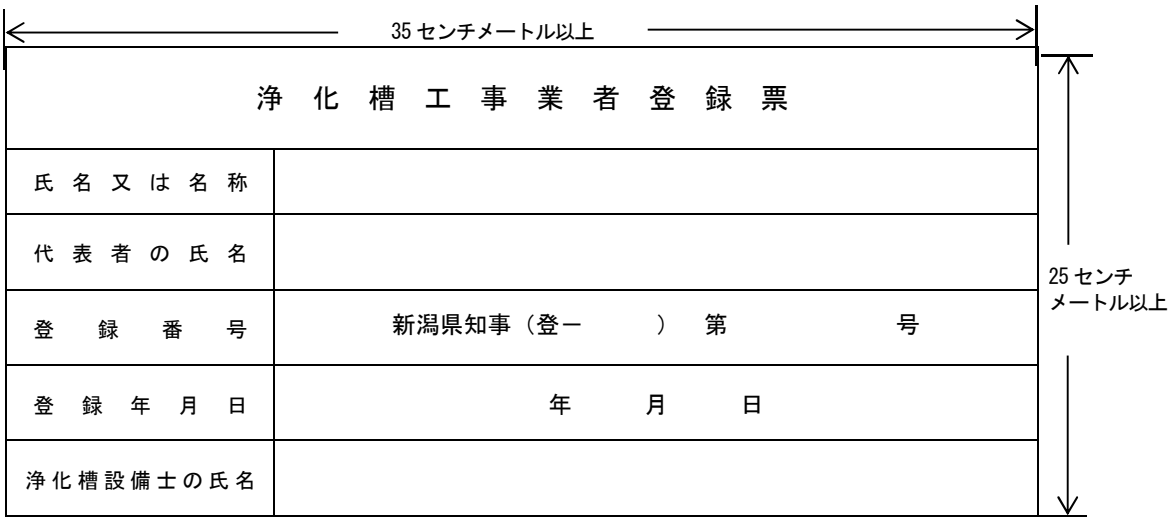

＜帳簿＞

① 帳簿は、浄化槽工事業者の営業に関する事項を記入する書面で、浄化槽工事１件ごとに作成、整理し、保存しなければならない。
② 「工事請負金額」の欄には、当該浄化槽工事の最終的な請負金額の値を記入する。

別記様式第 10 号（第 10 条関係）

発注者の氏名又は名称	
発 注 者 の 住 所	郵便番号（ ー ） 電話番号 （ ）
施 工 場 所	
着 工 年 月 日 及 び 竣 工 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
工 事 請 負 金 額	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	